

令和7年12月



お知らせ版

刈羽村商工会

TEL : 0257-45-2386

FAX : 0257-45-2985

E-mail : kariwaci@kisnet.or.jp

公式ホームページ

<https://www.kariwa-ci.or.jp/>

今月の主な行事

	内 容 等	会 場 等
6日(土)	女性部カルチャー教室	刈羽村産業会館
10日(水)	第6回理事会、行政懇談会	荒木屋
11日(木)	小規模事業者経営改善資金貸付推薦団体連絡協議会	刈羽村産業会館 (オンライン)
15日(月)	献血 ~ご協力お願いします。~	ラピカ
16日(火)	青年部忘年会	荒木屋
26日(金)	仕事納め(年末年始休業1月4日(日)まで)	—

《 新春講演会及び会員新年会開催のご案内 》

今年度の新春講演会及び会員新年会を下記の通り開催します。会員の皆様におかれましては、新年のご多用な時期ではございますが、ぜひ、ご参加ください。なお、予約制での開催となりますので、お早めにお申し込みください。

1. 新春講演会

- (1) 日 時 令和8年1月17日(土) 15:00~16:30
- (2) 会 場 刈羽村生涯学習センター ラピカ 文化ホール
- (3) 講 師 伊藤 聡子 氏 (キャスター／事業創造大学院大学客員教授)
- (4) テーマ 「地域の活性化が日本の元気を取り戻す！
～地域活性化と日本のエネルギー問題を考える～」
- (5) 定 員 定員300名
※定員になり次第締切となります。
- (6) 受講料 無料

2. 会員新年会

- (1) 日 時 令和8年1月17日(土) 17:15～
新春講演会終了後
- (2) 会 場 荒木屋 (下高町)
- (3) 参加費 お一人様 3,000円
※商工会員のみ参加可。大勢の皆様のご参加をお待ちしております。



3. お申込み・お問合せ

同封の参加申込書により、令和7年12月17日(水) までに商工会へお申し込みください
刈羽村商工会 (TEL 0257-45-2386、FAX 0257-45-2985)

《刈羽村商工会 年末年始休業のお知らせ》

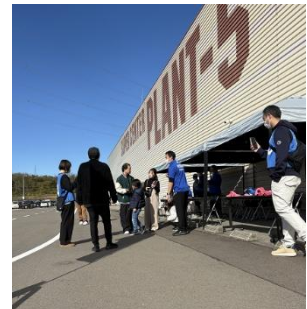
商工会では年末年始の業務を次の通り休業させていただきます。ご不便をお掛けしますが、よろしくお願いします。

★休業日 12月27日（土）～明年1月4日（日）

《 青年部／はじめてのお買い物事業のご報告 》

青年部では、去る11月16日（日）にPLANT5刈羽店において、“はじめてのお買い物事業”を開催しました。この事業は村内の小学生を対象に、はじめてのお買い物体験を通じて子供たちが成長を実感できる場を提供しようと計画しました。当日は天候に恵まれ、25名の子供たちが参加し、ドキドキのお買い物体験を行いました。車内でお待ちいただいた保護者の皆様にはスマホにライブ映像を配信し、我が子の成長が感じられる姿に感動しきりでした。

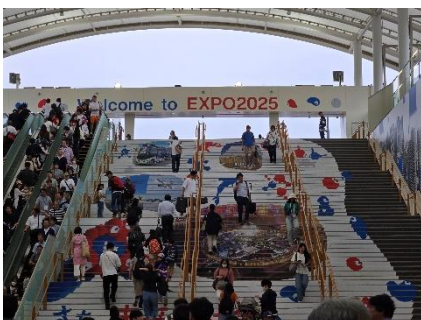
会場を提供いただいた PLANT5 刈羽店様、当日の運営スタッフとして参加いただいた商工会女性部、役場職員有志の皆様、ご協力ありがとうございました。



《 女性部／視察研修のご報告 》

いつも商工会女性部の活動にご理解ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。去る10月3日（金）～4日（土）に女性部視察研修として大阪・関西万博に行っていました。当日は部員・事務局あわせて12名が参加し、早朝に商工会に集合。長岡駅から新幹線乗り継ぎ大阪に到着し、午後1時頃に万博会場に入りました。慣れない電車乗り換えと長時間に及ぶ移動ではありましたが、あっという間に着いてしまった感覚でした。会場内は団体客や外国人観光客で混雑し、人気のパビリオンは行列が出来ており、賑わっていました。いくつかのパビリオンを見学しましたが、日頃体験できないような国際色豊かな施設を目の当たりにし、大きな感動を味わう事が出来ました。

その日は大阪市内に宿泊し、翌日は大阪市内の散策を行い、インバウンド対応の大型観光のあり方について見聞しました。今回の視察研修を通じて、大きな視野を広げることができ、また国を挙げた観光行事の体験を通じて、有意義な視察研修となりました。



《NICO にいがた産業創造機構より DX 総合相談窓口のお知らせ》

NICO（にいがた産業創造機構）では、県内中小企業の皆様を対象に、新たな収益機会の創出や効率化によるコスト削減等の経営課題解決を目的にDX総合相談窓口を開設しています。デジタル技術を活用する事により経営の効率化を図りませんか？DXコンシェルジュによる相談料は無料です。詳細は別紙のチラシをご覧ください、お申込みください。

【ご支援の例】

- ・社内業務全体の効率化
- ・商品在庫情報の共有による業務円滑化
- ・AIを活用した製造ラインの品質向上
- ・情報セキュリティ強化

【DXコンシェルジュ】

ご相談者様の業種や課題等を踏まえ、相談内容に応じ適切なDXコンシェルジュが対応します。DXコンシェルジュは、実績や経験のあるデジタル支援の専門家です。

《新潟県の最低賃金が改正されています》

新潟県の最低賃金が10月より改正されております。ご確認をお願いいたします。

	旧 時間額	新 時間額	効力発生 年月日
新潟県内の事業場で働く すべての労働者	985円	1,050円	令和7年 10月 2日
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業	1,005円	1,050円	令和7年 10月 2日
各種商品小売業 (衣食住にわたる商品を小売する 百貨店、総合スーパー等)	985円	1,050円	令和7年 10月 2日
自動車(新車)、 自動車部分品・附属品 小売業	997円	1,050円	令和7年 10月 2日

※次の賃金は対象になりません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金(割増賃金など)
- ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

《無料法律相談会のお知らせ》

新潟県商工会連合会では、経営改善普及事業の一環として、小規模事業者等を対象に嘱託専門指導員による指導を実施しております。この度、下記の通り当商工会で無料法律相談会が開催されますので、ご利用ください。なお、相談は無料ですが事前の申し込みが必要ですので、お申し込みの際は商工会へご連絡ください。

- 期 日 : 令和8年1月19日(月) 10:00~12:00
(相談時間は、1組 30分までとさせていただきます。)
- 会 場 : 刈羽村産業会館 会議室
- お問合せ等 : 刈羽村商工会 Tel 0257-45-2386 へ申込みください。
- 相談員 : 高橋 信行 弁護士

《創業相談会（12月開催）のお知らせ》

新潟県商工会連合会では、創業を予定している方や創業して間もない方を対象に、「創業相談会」を毎月開催しております。創業計画や開業資金などの創業に関する様々な問題についてのご相談に対応しておりますのでご活用ください。12月開催は以下の日程となっております。

◆新潟県商工会館（新潟県庁近く）：10日（水）、24日（水）

◆長岡支所（長岡インター近く）：3日（水）、18日（木）

◆時間：各相談日とも午前10時から正午までのうち、お1人様1時間程度。

申込：事前にお電話で各会場にご予約ください。

◆新潟県商工会連合会 広域指導センター ☎025-283-1311（新潟市中央区新光町7-2）

〃 長岡支所 ☎0258-21-0688（長岡市新産2-1-4 長岡新産管理センタービル）

お子さまの教育資金を「国の教育ローン」（日本政策金融公庫）がサポート！

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

【ご融資額】 お子さま1人あたり350万円以内

【金利】 年3.15% 固定金利

※「母子家庭」「父子家庭」「交通遺児家庭」「世帯年収200万円（所得132万円）以内の方」または「子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円（所得356万円）以内の方」は年2.75%

（令和7年11月1日現在）

【ご返済期間】 20年以内

【お使いみち】 入学金、授業料、教科書代、塾代、自宅外通学に必要な住居費用など

【ご返済方法】 毎月元利均等返済（ボーナス時増額返済も可能）

【保証】 （公財）教育資金融資保証基金（連帯保証人による保証も可能）

詳しくは、HP（「国の教育ローン」で検索）または教育ローンコールセンター（0570-008656（ナビダイヤル）または（03）5321-8656）までお問い合わせください。



退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又は
ホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでも
チャットで質問可能です

小規模企業共済

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

他にもこんな特徴があります。
共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】 平日 9:00~17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

2021.6